

国立大学法人の第 3 期中期目標及び中期計画の概況について

全体の概況について

各法人の中期目標及び中期計画では、教育研究等の質の向上や業務運営の改善等について、以下に示すような先進的な取組や高い数値目標の設定等、意欲的な計画が多く見られる。特に、複数の法人において、第 2 期中期目標期間よりも各法人の強みや特色が明示され、事後的な検証も可能とする中期目標・中期計画となっていることが確認できる。また、大学として重点的に取り組む計画を明確にして、その事後の検証を可能とするような指標を設定する試みもあり、国立大学法人としての社会的責任を積極的に果たしていこうとする意志や、大学としての特色や魅力を社会に対してアピールするという意識が認められる。

なお、項目別の概況と個別計画の具体例については、次頁以降に示すとおりである。

(参考) 数値指標を含む計画の数

	I	II	III	IV	V	合計
第 2 期	47	12	104	0	6	169
第 3 期	1011	247	148	21	103	1530

※数値指標の設定はあくまで事後的に検証可能な計画とするための一つの手法であるが、参考として数値指標を含む計画の数をまとめると上記のとおり。

I 大学の教育研究等の質の向上

ほとんどの大学において、大学教育の質的転換を図る教育を行うための新たな手法（アクティブ・ラーニング等）の導入や、社会・地域のニーズに応じたグローバル展開に関する取組を掲げており、教育研究の質の向上に対して工夫しながら意欲的な計画を立てていることがうかがえる。

他方、各地域における知の拠点としての機能強化に取り組む大学においては、地域貢献を計画的に行うため、地方公共団体や地元企業等との共同研究・共同事業を実施するとの計画も多く見られる。また、世界最先端の教育研究の展開に取り組む大学においては、強みを有する専門分野での国際的な教育研究拠点となるための具体的構想や、戦略的に取り組む研究領域への学内資源の重点投資を明記する計画が見られる。

1 教育に関する計画

(例)

○ 國際化に対応した全学的な教学マネジメントシステムの確立（北海道大学）

第2期中期目標期間に導入したナンバリング制度、国際通用性のあるきめ細かなGPA制度等を活用し、教育課程のさらなる体系化と学修成果の検証体制の構築を推進する。また、全学部・研究科等において、積極的にクオーター制の導入を推進し、平成28年度までに全学部に導入するとともに、平成31年度までに、全学部・研究科等においてアセスメント・ポリシー（学修成果の評価方針）を策定する。

○ 「資源学」の国際的教育研究拠点を目指した取組の推進（秋田大学）

平成24年度「博士課程教育リーディングプログラム（オンライン型）」に採択された「レアメタル等資源ニューフロンティアリーダー養成プログラム」を国際資源学研究科において継承し、優秀な資源人材の育成を推進する。専門科目を100%英語で教授するほか、海外鉱山等を活用した海外インターンシップ／フィールドワークなど実学教育（On-the-Job-Education）を積極的に取り入れ、実践力・俯瞰力の修得を重視した教育研究活動を推進する。また、産学官の専門家を巻き込んだキャリアパスの支援教育や、国内外の優秀な学生の獲得から学位取得までの質保証審査を確実に行い、外部評価などによるプログラムの質保証を進める。

○ 到達度指標の明確化等を通じた言語教育の推進（東京外国语大学）

本学の学士課程における教育の核である言語教育のうち、英語以外の言語については、習得する言語運用能力の質を保証するため、国際標準の言語到達度指標を採り入れ、効率的かつ効果的な教育プログラムを開発し、実施する。英語については「TOEIC 800点」達成者を学部学生の8割に引き上げる。また、より上位の英語力をもつ学生に対する教育プログラムを実施する。各国の在京機関や文化・広報機構などの協力関係を構築し、それらによる支援も活用しながら、本学で学ぶことができる言語の数を80言語程度に拡大する。

○ アクティブ・ラーニングの導入や全授業科目の体系化など大学教育の質的転換の推進（岡山大学）

平成 28 年度からの 60 分授業制（単位の実質化）導入に合わせ実施するカリキュラム改革や英語版を含む共通シラバスの整備・充実を通して、科目ごとの講義内容・到達水準を明確にし、教育方法・教育内容を継続的に改善する。併せて、アクティブ・ラーニングを積極的に拡充し、第3期中期目標期間末までに全授業科目でのアクティブ・ラーニング導入率 50%を達成する。また、実践型社会連携教育プログラムや倫理教育プログラムを全学展開し、第3期中期目標期間末までに全学生のプログラム参加 100%を達成する。学士課程教育構築(Q-cum)システムと科目ナンバリングにより、全開講科目の体系的構造化、可視化を強力に推進する。学生に学修習慣を獲得させるため、ICT(Information and Communication Technology：情報通信技術)等を活用した授業時間外学習を促進する。

（参考）中期目標・中期計画において以下の項目について掲げる法人の数

・ 教育の質的転換を図るための新たな手法（アクティブ・ラーニング等）の導入	・・・ 82 法人
・ 教育課程の体系化に関する取組（ナンバリング・カリキュラムマップ等）	・・・ 73 法人
・ 学生の学修時間確保に関する取組	・・・ 61 法人
・ 学生一人一人の学修成果の検証に関する取組の充実	・・・ 76 法人
・ インターンシップの充実	・・・ 75 法人
・ 社会人学び直しの促進に関する取組	・・・ 80 法人
・ ジョイントディグリーの実施	・・・ 25 法人
・ 学生への経済的支援（奨学制度、授業料減免）の充実	・・・ 83 法人
・ 障害のある学生に対する特別支援の実施	・・・ 77 法人
・ 入学者選抜における国際バカロレア資格の活用	・・・ 19 法人

※上記に挙げる法人の数には、各項目について中期目標・中期計画に記述のある法人の数であり、実際に取組を実施する法人数と一致しない。

2 研究に関する計画

（例）

○ 国際的ネットワークによる国際共同研究等の推進（東北大学）

本学におけるスピントロニクス、材料科学等の分野の強み・特色を最大限に活かし、国際競争力の一層の強化を図るため、国際水準の大学・研究機関等との学術ネットワークの充実、海外拠点の利活用、世界最高水準の外国人研究者の招へい等を進め、最先端の国際共同研究を推進し、国際共著論文数を対平成 27 年度比で 20 パーセント以上増加させるとともに、国際会議の主催・招待講演等を通じて研究成果の発信を行う。

○ 優れた研究成果の社会還元を目指した組織的取組（豊橋技術科学大学）

国内外の研究機関と施設を共有して特定先端研究を実施する先端共同研究ラボラトリーや、企業等とオープンソースによる効果的な融合研究を進めるための共同研究プロジェクト等を、合わせて3つ以上立ち上げる。

社会実装を目指した新しい価値を創造する研究、地域社会等に密着した課題解決型研究、特定分野の世界最先端研究を行い、社会実装につながる研究成果を3件以上、社会提言につながる研究成果を3件以上上げるとともに、期間中の最先端研究に係る論文数・引用数を第2期の実績と比較して増加させる。

○ 異分野融合による新たな学術領域の創成（大阪大学）

本学の強みである分野横断型の新領域研究を創成するためのインキュベーションとして、異分野複合領域を含めた世界屈指の学術領域を創成するための母体となる組織を平成33年度末までに10領域程度設置する。

○ 専門分野における世界最先端の学問研究の推進（九州大学）

本学の強み・特色を有する、世界トップレベル研究拠点であるカーボンニュートラル・エネルギー国際研究所におけるエネルギー関連の研究分野等においてイリノイ大学等と連携し、研究体制を整備するとともに最先端の研究を推進する。併せて、海外の世界トップレベルの大学から外国人研究者を招へいし、世界最高水準の国際共同研究を実施する。また、自然科学とくに理論系、数学系および人文社会科学系など多様な分野との連携・協力を積極的に推進し、学内の英知を集結することにより、研究体制のさらなる充実を図る。

（参考）中期目標・中期計画において以下の項目について掲げる法人の数

・特定分野の重点的推進	…	83法人
・学際的研究の推進	…	78法人
・国際共同研究の推進	…	81法人
・産学共同研究件数の向上	…	69法人
・若手研究者育成に関する取組の充実	…	79法人
・リサーチアドミニストレーター(URA)の活用	…	64法人

※上記に挙げる法人の数には、各項目について中期目標・中期計画に記述のある法人の数であり、実際に取組を実施する法人数と一致しない。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する計画

(例)

○ 地域の発展をけん引する産業振興・雇用創出・人材育成に関する地域連携による取組（弘前大学）

地元自治体や産業界、高等教育機関等との連携を強化し、青森県全域の創生及び活性化を推進する戦略拠点「地域連携センター」（仮称）を整備し、地域のネットワーク機能等の強化を図るとともに、本学の強み特色を活かし、産官学一体的な文理融合型共同研究を進め、地域に賦存する食・環境・観光・自然エネルギー分野での新たな産業やビジネスモデル、雇用を創出するとともに、当該分野を担う人材の育成・交流を通じて、地域の創生・発展を牽引する。

○ 授業開放の推進やe-learningの活用による社会人教育への貢献（熊本大学）

生涯学習、社会人教育を充実させるため、公開講座、短期プログラムである「知のフロンティア」、さらに、全学で協力して行っている授業開放を推進するとともに、e-learningを活用した社会人のための教育プログラムを開発し、県外在住者や働く世代への受講を促進し、授業開放等の総科目数を平成27年度実績に対して、第3期中期目標期間に、10%増加する。

(参考) 中期目標・中期計画において以下の項目について掲げる法人の数

・教育コンテンツの開放（公開講座、Moocs、オンライン講座の提供等）に関する取組	・・・ 76法人
・地方自治体や地元企業等との共同研究の推進	・・・ 79法人

※上記に挙げる法人の数には、各項目について中期目標・中期計画に記述のある法人の数であり、実際に取組を実施する法人数と一致しない。

4 その他

(1) グローバル化に関する計画

(例)

○ 国境や機関の壁を超えた国際的教育研究の展開（筑波大学）

スーパーグローバル大学創成支援「トランスポーダー大学がひらく高等教育と世界の未来」事業の目標達成に向け、世界のパートナー校と連携し、教育研究の資源を共有するキャンパス・イン・キャンパス構想を通じて、組織・国などの壁を乗り越えた国際協働教育研究を推進する。

<KPI：平成33年度までに10のパートナー大学とキャンパス・イン・キャンパス協定を締結>

○ アジアにおける芸術研究拠点の形成（東京芸術大学）

産業界や国際交流協定締結校、海外一線級アーティストユニット等との共同研究や共同プロジェクトを通して、積極的な教員・研究者の交流を行うとともに、アジアにおける芸術研究拠点（ハブ）として、韓国・中国・台湾をはじめ、ASEAN諸国等との連携基盤を強化するとともに、欧米からの研究者等の受入体制を整備する。

○ アジア諸国の国家中枢人材の養成に対する貢献（名古屋大学）

世界最高水準の学術活動を国際的に展開し、主にアジア諸国を対象として教育研究を通じた国際協力を進める。特に、アジアサテライトキャンパス学院を活用し、法制度設計、医療行政、農林水産行政、社会・経済開発、環境政策等にかかわる各国の国家中枢人材（年間5名目標）を対象とした博士課程教育プログラムを実施する。

（参考）中期目標・中期計画において以下の項目について掲げる法人の数

・日本人学生の海外留学生数・比率の向上	…	80法人
・外国人留学生の受入数・比率の向上	…	71法人
・外国人留学生の生活支援の実施	…	68法人
・外国人教員数・比率の向上	…	54法人

※上記に挙げる法人の数には、各項目について中期目標・中期計画に記述のある法人の数であり、実際に取組を実施する法人数と一致しない。

（2）附属病院に関する計画

（例）

○ 綿密な研修を通じた、地域に信頼される医療人の育成（長崎大学）

地域住民から信頼を得られる医療人を育成するため、指導医とマンツーマンによるプライマリ外研修を通して、総合的に患者を診る教育を、平成31年度までに医科初期研修医全員に対して行う。また、平成31年度までに、医科初期研修医及び新規採用看護師全員に対し、オリエンテーションに組み込む等して、ワークショップを通したチーム医療の向上教育を行うとともに、指導者の育成教育も併せて行うものとし、指導医講習会を開催し臨床経験7年以上の医師のうち受講者を50%以上。看護師については、翌年度実地指導予定者のうち、未受講者の受講率を50%以上とする。

（3）附属学校に関する計画

（例）

○ 地区別に特色のある教育研究の実施と地域への還元（東京学芸大学）

各地区において実施する特色ある教育研究を、大学における教育と研究に反映させながら進展させ、拠点校・モデル校として、その成果を地域に還元する。小金井地区は、大学と同一キャンパスに位置することを活用して、大学と一体となっての研究及び教育のフィールドとして積極的に活用する場とする。世田谷地区は先導的な試みを行い、新しい教育のあり方を研究する場とともに、地域の拠点校として現職教員研修を行う。大泉地区は、国際中等教育学校を中心にして、日本のグローバル化に対応した教育を先導的に行う場とともに、全国の国際バカロレア教育を推進する拠点とする。竹早地区は、幼・小・中の一貫教育に関する研究を行う場とし、多様な教育のあり方を研究する。東久留米地区は、特別支援教育の先導的な研究を大学と一体となって進める場とする。

II 業務運営の改善及び効率化

優秀な若手・外国人の受入れや女性教員の比率向上等、スタッフの流動性や多様性を高めるなど、教育研究の活性化を図る上での組織体制を整備する取組が多く見られる。

また、すべての大学において、教育研究組織の見直しに關し何らかの目標・計画が記述されている。新時代のニーズと各大学が培ってきたリソースを踏まえ、グローバル化、イノベーション、地方創生など我が国が直面する重要課題の解決に向けた教育研究を行うため、積極的な組織見直しを行おうとする機運が共有されていることがわかる。

1 組織運営の改善に関する計画

(例)

○ ダイバーシティに配慮した働きやすい環境の構築（岩手大学）

大学構成員のダイバーシティ（多様性）に配慮した働きやすい環境を構築するため、ダイバーシティに関する意識形成、保育スペースやワーク・ライフ・バランス相談の利用状況を踏まえた同施設の利用環境向上や相談員の拡充等、ワーク・ライフ・バランスの実現を支援する制度及び体制を拡充する。これにより、女性教員採用比率目標値を20%程度とし、第3期中期目標期間終了時に女性教員比率16%を達成する。また、計画的な人事異動による多様で幅広い職務経験及びダイバーシティに関する研修の充実による意識改革を進め、女性管理職の積極的な登用を図り、第3期中期目標期間中に管理職への割合を10%程度に拡充する。

○ IR機能を活用した戦略的な学内資源の配分（東京医科歯科大学）

平成29年度までに学内外の情報を収集・集約したデータベースの運用を開始するとともに、平成31年度までに学長企画室を拡充し、人的・物的・財的資源に係る資源配分機能を集中させる運用体制を導入する。さらに、IR機能を活用して学長が多角的に大学の現況を分析し戦略的な資源配分を行う体制を確立する。

○ 年俸制やテニュアトラックによる優秀で多様な人材の確保（横浜国立大学）

教員の流動性を高めるとともに、高度な専門性を有する人材、国内外の優秀な人材、将来性のある多様な人材を確保するため、常勤の教員を対象に業績評価に基づく年俸制を導入して平成28年度中に56人以上に適用し、その後も引き続き促進するとともに、混合給与制の活用を進める。また、テニュアトラックによる若手教員採用を進める部局に支援を行うなど年齢構成に配慮した雇用を促進し、教育研究組織を活性化する。

(参考) 中期目標・中期計画において以下の項目について掲げる法人の数

・ I R機能の強化	・・・	78法人
・ 監査機能の充実	・・・	79法人
・ 年俸制の推進に関する取組	・・・	82法人
・ 女性教員数・比率の向上	・・・	73法人
・ 女性管理職比率の向上	・・・	82法人

※上記に挙げる法人の数には、各項目について中期目標・中期計画に記述のある法人の数であり、実際に取組を実施する法人数と一致しない。

2 教育研究組織の見直しに関する計画

(例)

○ イノベーション創出に資する人材を養成するための教育研究組織の見直し（東京外国语大学）

学問分野及び社会の変化に柔軟に対応し、人文社会系の枠にとどまらない高度な専門性・総合性を備えたイノベーション創出に資する人材を養成するため、国内外の大学・機関との連携の強化を通して、教育研究組織の見直しを行う。

総合力、実践力の養成及び日本発信力を強化するために、平成28年度に大学院博士前期課程を改組し、その成果を検証した上で、平成30年度までに博士後期課程を改組する。

学士課程においては、平成28年度から実施する、両学部を横断する国際日本教育プログラムの成果を検証し、第3期中期目標期間中に国際日本学の新たな教育組織を設置する。

○ 新たな社会の要請や時代の変化に対応する柔軟な教育研究組織の整備（東京工業大学）

学部と大学院が一体となって教育を行う学院体制を導入するとともに、社会のニーズを勘案して、系・コース等の収容人数を含め、コース設定等の見直しを柔軟に行う。

科学技術創成研究院を中心として、新分野や融合領域等を推進する研究組織を構築するとともに、大学戦略上重要な拠点には、学長裁量資源を重点的に配分する。

○ 地域社会のニーズを踏まえた人材養成のための新学部設置（大分大学）

「地域包括ケアシステム」を担う人材養成が求められているという地域社会のニーズを踏まえ、地域包括ケアシステムのリーダーとなりうる人材を養成するため、本学の持つ特色・強みである医療と福祉、心理のリソースを融合した「福祉健康科学部」を平成28年度に設置する。

(参考) 中期目標・中期計画において以下の項目について掲げる法人の数

- | | | |
|------------------|-----|-------|
| ・学部段階での組織見直しの計画 | ・・・ | 44 法人 |
| ・大学院段階での組織見直しの計画 | ・・・ | 66 法人 |

※上記に挙げる法人の数には、各項目について中期目標・中期計画に記述のある法人の数であり、実際に取組を実施する法人数と一致しない。

3 事務等の効率化・合理化に関する計画

(例)

○ 共同調達等による業務運営の合理化・効率化（兵庫教育大学）

他大学等との共同調達、複数年契約やリース契約の拡大、アウトソーシングの導入検討など、業務運営の合理化・効率化や既存事業の徹底的な見直しを行うことにより、第3期中期目標期間中、一般管理費比率を平均 6.5%以下に抑制する。また、第2期中期目標期間末の印刷物発行部数の50%以上を電子データ配付に移行し、印刷費を削減する。

○ 大学事務職員の英語能力向上を通じた国際展開基盤の整備（政策研究大学院大学）

極めて国際的な環境にある本学の業務を円滑に進めるため、プロフェッショナル・コミュニケーションセンターにおいて、英語事務文書の校閲、職員向け英語講習などのサポートを行うとともに、常勤職員の 50%以上が一定の英語能力水準 (TOEIC800 点相当以上) を満たすようにすることを目指した採用、研修等の取組を進め、大学運営局全体の英語能力水準を向上させる。

(参考) 中期目標・中期計画において以下の項目について掲げる法人の数

- | | | |
|------------------------|-----|-------|
| ・事務処理の一元化・共同化等に関する取組 | ・・・ | 58 法人 |
| ・事務職員の能力向上に関する取組 (SD等) | ・・・ | 81 法人 |

※上記に挙げる法人の数には、各項目について中期目標・中期計画に記述のある法人の数であり、実際に取組を実施する法人数と一致しない。

III 財務内容の改善

外部資金の一層の獲得や財源の多様化による自己収入の増加を掲げる大学も多く、経営基盤の強化に積極的に取り組もうとする姿勢がうかがえる。

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する計画

(例)

○ 外部研究資金獲得に向けた目標金額の設定（三重大学）

外部研究資金の獲得金額を増加するために、科研費の研究計画調書作成におけるアドバイザーモードの見直しや社会連携機能を強化することにより、外部研究資金の採択効率を向上させ外部研究資金の獲得金額を、第2期の平均に比べ、第3期の平均で8%増加する。

○ 全学的な取組を通じた寄附受入金額の増額（奈良女子大学）

留学生支援、国際交流、教育研究環境等を充実・発展させるために、同窓会組織である佐保会の活動や卒業生の活躍を広報活動の中で取り上げる機会を増やす等、ステークホルダーとの連携を強化し、寄附金の増加に向けた全学的な取り組みを通じて年間平均寄附受入総額5,000万円を達成する。

(参考) 中期目標・中期計画において以下の項目について掲げる法人の数

・公的研究資金獲得額もしくは採択数の向上	…	82法人
・民間企業等からの研究資金獲得額の向上	…	74法人
・寄附金受入額の向上	…	75法人

※上記に挙げる法人の数には、各項目について中期目標・中期計画に記述のある法人の数であり、実際に取組を実施する法人数と一致しない。

2 経費の抑制に関する計画

(例)

○ 数値目標を掲げた経費抑制に関する取組（山形大学）

経費の効率的な使用に資するため、第2期中期目標・中期計画期間に策定した「山形大学における経費抑制に関する行動計画」に沿った経費削減策を推進するとともに、管理的経費の執行管理や調達手法等の見直しや光熱水料等の経費を学内ウェブサイト上等での公表などを通じて、平成33年度まで一般管理費比率を3%程度に維持する。

(参考) 中期目標・中期計画において以下の項目について掲げる法人の数

・管理経費の抑制	…	82法人
----------	---	------

※上記に挙げる法人の数には、各項目について中期目標・中期計画に記述のある法人の数であり、実際に取組を実施する法人数と一致しない。

3 資産の運用管理等の改善に関する計画

(例)

○ 寄付金収入や資産運用収入の拡大に向けた組織的取組の推進（香川大学）

収入確保に向けた企画立案体制を強化するとともに、効果的な資金運用を行い、利息収入を第2期中期目標期間中の受取額から30%以上増加させる。また、地域の中核大学としての人材育成や産業活性化の成果を、大学役員自らが卒業生及び地元企業等にアピールする媒体や場を設けるなど、収入確保に向けた広報体制を強化するとともに、地域に関する教育研究活動を通じて寄附金・大学支援基金等の収入を拡大する取組等を行い、それぞれの収入を増加させる。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供

多くの大学が、自己点検・評価を実施する方法・体制の強化に関する取組や、自らが果たしている機能等を多様なステークホルダーに向けて分かりやすく示すための積極的な広報に関する計画を掲げている。

1 評価の充実に関する計画

(例)

○ 教育研究の質の維持向上のための体系的な内部評価体制の構築（広島大学）

教育研究の質の維持・向上を図るため、大学として共通評価項目を設定し、各部局等においては、特性に応じた独自の評価項目を設定の上、毎年度、部局組織の自己点検・評価を実施するとともに、外国人を含む経営協議会学外委員等による外部評価を実施する。さらに、本学が加盟している国際大学間コンソーシアム（S E R U）の国際的な教育の質保証評価を受審する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する計画

(例)

○ 戰略的広報の推進による大学に対する社会的理解の促進（京都大学）

本学の個性や魅力の認識（ブランディング）、ステークホルダーのニーズ把握（マーケティング）、各ステークホルダーに合った情報の確実な提供（ターゲッティング）を基本理念とする「京都大学の広報戦略」に基づき、大学の可視化と大学ブランドイメージの発信及びファン層の拡大を狙う。このため、正確かつ迅速な情報発信にとどまらず、他大学にはない個性や魅力に満ちた諸活動をWebサイトなどの様々な広報媒体により国内外に紹介するとともに、外部の多様なメディアなど社会とのネットワークを最大限活用し、情報の浸透・拡散を促進する。また、海外の研究者や学生等のターゲットに向けても、翻訳体制を充実し多言語による情報発信体制を整えるとともに、科学情報のアウトリーチ活動に長けた学外の専門家や学内の高度専門職、外国人教職員、留学生を効果的に活用し、大学の諸活動を海外にも分かりやすく伝える。

V その他業務運営

全ての大学が、国立大学法人として社会的使命を果たしつつ、その活動を適正かつ持続的に行っていくために、法令遵守の徹底や研究不正の防止のための取組を掲げている。

1 施設設備の整備・活用等に関する計画

(例)

○ 施設利用の見直しを通じた戦略的な施設マネジメントの実施（筑波技術大学）

キャンパス内の全ての施設・設備について、利用状況を点検評価し、既得権的な占有を改め、受益者負担制度等の活用によりコスト意識の改革の向上を図るとともに、今後の組織改革に対応した見直しを行うことにより、学長裁量スペースについて、中期目標期間終了時点で現有の10%増を確保する。

(参考) 中期目標・中期計画において以下の項目について掲げる法人の数

・施設利用の点検・見直しの実施	・・・	84法人
・学長裁量スペースの確保と活用	・・・	46法人
・スペースチャージの導入	・・・	36法人

※上記に挙げる法人の数には、各項目について中期目標・中期計画に記述のある法人の数であり、実際に取組を実施する法人数と一致しない。

2 安全管理に関する計画

(例)

○ 災害に対応するための体制の強化（宮城教育大学）

災害発生時の体制について、震災の体験を踏まえた具体的なシミュレーションを行い、近隣大学や地域（町内会）と連携可能な事項を整理するとともに、毎年行う防災訓練で問題点を検証しながらより実態に即したものとなるよう改善する。訓練の参加者数を平成27年度比で20%増加させる。

(参考) 中期目標・中期計画において以下の項目について掲げる法人の数

・各種規制の対象となる研究資材の適正な管理に関する取組	・・・	62法人
-----------------------------	-----	------

※上記に挙げる法人の数には、各項目について中期目標・中期計画に記述のある法人の数であり、実際に取組を実施する法人数と一致しない。

3 法令遵守等に関する計画

(例)

○ 研修の実施・管理責任体制の強化を通じた法令遵守体制の充実と研究の健全化（茨城大学）

国立大学法人としての社会的使命を果たしつつ、その活動を適正かつ持続的に行っていくため、全教職員が、法律、規則その他法令等に基づいて職務を遂行することを基本に、公平・公正に職務を遂行し、高い倫理観に基づき地域社会において良識ある行動をとる。また、研究不正を根絶する。

そのため、法令遵守（コンプライアンス）を徹底するための研修を着実に実施するとともに、学内コミュニケーションツールを活用した多様な啓発活動を実施する。また、研究不正等により国民の信頼を失うことのないよう、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえ、学生、教職員の意識向上のため、教育カリキュラムへの組み込み、研修会やウェブ研修などによる研究倫理教育の強化を行うとともに、不正を事前に防止する体制、組織の管理責任体制の点検・強化、監査機能の充実等を実施する。

（評価指標・指標に係る目標：①コンプライアンス研修への参加者数・全教職員、②研修（不正防止）の参加者数・全教職員、③研究費不正使用、研究不正数・0件、④学生への研究倫理教育受講生数・全学部、大学院生、⑤教員への研究倫理教育の参加者数・全教員）

○ 教職員及び学生への周知を通じた情報セキュリティの強化（浜松医科大学）

情報資産を安全に活用し、教職員に情報並びに情報機器の適切な取扱を周知するため、第2期に改訂した情報システムセキュリティポリシー実施手順書に基づき、ガイドブックを平成28年度に改訂し、全職員に配布する。さらに情報セキュリティセミナーを年一回全職員を対象に開催し、大学ネットワークに接続する教職員については、全て受講させる。

新入学生に対し入学時ガイダンスに情報リテラシーの時間を設け、適切な情報管理や情報発信を徹底する。臨床実習前の医学科4年生と看護学科2年生に対して、実例に基づいた個人情報保護法の説明と医療機関における個人情報の取扱いについて周知する。

（参考）中期目標・中期計画において以下の項目について掲げる法人の数

・ 研究費不正・研究不正の防止に関する取組（研究倫理教育等）	・ ・ ・	86法人
・ 情報セキュリティに関する取組	・ ・ ・	84法人

※上記項目に関する取組を既に実施した法人や、今後実施を予定しているが、それを中期目標・中期計画に記述していない法人は含まれていない。